

令和6年度宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画管理事業に係る 漂着ごみ組成調査業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、宮崎県内における海岸漂着物について、特定の区域における海岸漂着物の種類や量等の実態を詳細に調査することにより、経年変化を把握することを目的とする。

2 業務の名称

令和6年度宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画管理事業に係る漂着ごみ組成調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日(金)まで

4 作業計画

受託者は、本業務実施にあたり、以下の書類を宮崎県に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書（委託契約後14日以内、計画を変更する場合も同様）
- (2) 着手届
- (3) 工程表

5 業務委託の内容

(1) 漂着ごみ組成調査（モニタリング調査）の実施

調査方法は、別紙「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」により実施するものとする。ただし、調査時期及び調査地点については次のとおりとする。

ア 調査時期

調査は、令和6年12月から令和7年1月にかけて、1回調査する。

イ 調査地点

調査地域は、宮崎市の大淀川河口部右岸と日向市の耳川河口右岸の2地点とする。

(2) 報告書作成

調査の結果について報告書を取りまとめる。

(3) 成果品の提出

本業務の納入成果品は、次のとおりとする。なお、成果品は紙及びCD-ROM（各1部）を県環境森林部循環社会推進課に提出すること。

ア 報告書

イ 調査地点位置図

ウ 日報及び調査状況写真

エ その他必要と認められるもの

6 廃棄物の処理について

調査のために回収した海岸漂着物については、産業廃棄物又は一般廃棄物として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び各地方公共団体の廃棄物処理計画に則り適切に処理する。

7 支払方法

業務完了後成果品の検査に合格した後、精算払とする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、宮崎県と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、宮崎県と協議することとする。
- (3) 業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに宮崎県が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本業務により作成された成果品等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合については、別途宮崎県と協議するものとする。